

議案第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年 4 月16日

沖縄県教育委員会

教育長が教育委員会訓令「県立高等学校就職支援員設置規程」の制定を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第3号

教 育 庁  
県 立 高 等 学 校

県立高等学校就職支援員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例(昭和47年沖縄県条例第22号)第1条に規定する高等学校において、進路指導の充実を図るため、沖縄県立高等学校に県立高等学校就職支援員(以下「就職支援員」という。)を設置する。

(身分)

第2条 就職支援員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 就職支援員は、沖縄県立高等学校の校長(以下「校長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生徒の就職に関する個別相談に関すること。
- (2) 就職説明会に関すること。
- (3) 就職対策講座に関すること。
- (4) 就職指導の調査統計に関すること。
- (5) 職業紹介に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、就職指導、就職支援に関して校長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 就職支援員は、就職指導に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 就職支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 就職支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 就職支援員の勤務場所は、教育庁県立学校教育課長が別に定める。

2 就職支援員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、校長が別に定める。

3 就職支援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 就職支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 就職支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 就職支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 就職支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、就職支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 就職支援員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、就職支援員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 訓令の概要説明

部課名 県立学校教育課

### 1 件名

県立高等学校就職支援員設置規程

### 2 制定の経緯及び必要性

本県の高等学校卒業者の就職内定率は全国最下位の状況が続いており、就職後の定着についても早期離職率が全国で最も高い状況となっている。

要因として、進路希望の決定の遅さや安易な職業選択、社会人として求められる基礎基本的能力の不足等があげられており、個別相談の徹底、内定までの就職活動の支援、マナー講座や社会人基礎力講座等の内定後の支援等、一貫した支援体制の強化が必要である。

#### 【嘱託員の業務内容】

就職希望者への個別相談、進路カウンセリング、個別指導（履歴書指導、面接指導等）、対策講座や各就職説明会等の周知、講座実施業務の補助、各種調査統計・集計・分析の補佐、就職先情報の収集、ハローワーク連携による職業紹介業務の事務業務補佐など

### 3 訓令の概要

- (1) 設置の趣旨について定める（第1条関係）
- (2) 就職支援員の身分について定める（第2条関係）
- (3) 就職支援員の職務について定める（第3条関係）
- (4) 就職支援員の委嘱及び委嘱期間について定める（第4条関係）
- (5) 就職支援員の報酬等について定める（第5条関係）
- (6) 就職支援員の勤務について定める（第6条関係）
- (7) 就職支援員の服務について定める（第7条関係）
- (8) 就職支援員の解嘱について定める（第8条関係）

### 4 根拠法令

地方公務員法（第3条第3項第3号）

### 5 平成26年度配置計画

- (1) 県立高等学校48校に50名の県立高等学校就職支援員を配置する。  
（定時制課程も2校含む）
- (2) 勤務時間：1日7時間45分
- (3) 年間活動日数：192日（月16日×12月）